

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室
件 名	さいたま市立病院医療総合情報システム更新（新病院）の賃貸借及び保守（再リース）
借 入 場 所	さいたま市緑区大字三室 2460 さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 0 月 1 8 日
契約の相手方名	F L C S 株式会社関東信越支店
契 約 金 額	14, 619, 000 円 （月額）
随意契約によることとした理由	本業務は、F L C S 株式会社関東信越支店からリースしている医療総合情報システムについて、引き続き利用できるように 2 年間の再リースを行うものである。既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため、当該業者を選定するものとし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結したものである。 【根拠法令】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 2 号

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室
件 名	さいたま市立病院医療総合情報システム用クライアント機器の賃貸借及び保守（再リース）
借 入 場 所	さいたま市緑区大字三室 2460 さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 0 月 1 8 日
契約の相手方名	F L C S 株式会社関東信越支店
契 約 金 額	4, 620, 000 円 （月額）
随意契約によることとした理由	本業務は、F L C S 株式会社関東信越支店からリースしている医療総合情報システム用クライアント機器について、引き続き利用できるように 2 年間の再リースを行うものである。既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため、当該業者を選定するものとし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結したものである。 【根拠法令】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 2 号

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	保健衛生局 市立病院病院経営部 病院財務課
件 名	さいたま市立病院赤外線観察カメラシステム賃貸借
借 入 場 所	さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 3 1 日
契約の相手方名	アイ・エム・アイ(株)
契 約 金 額	2 2 5 , 5 0 0 円(月額)
随意契約によることとした理由	本賃貸物は、がん患部に赤外線を当てることにより組織表面下のリンパ管の可視化が可能なため、がん細胞の見落としの減少、皮膚切開の位置や範囲の検討が簡便になるものである。 本賃貸借物件を国内で取り扱えるのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取り扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	保健衛生局 市立病院病院経営部 病院財務課
件 名	さいたま市立病院一酸化窒素ガス管理システム賃貸借
借 入 場 所	さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 3 1 日
契約の相手方名	エア・ウォーター東日本(株)府中営業所
契 約 金 額	機器使用料 9, 2 4 0 円(時間額) 機器延長使用料 1 1 0, 0 0 0 円（3 0 日ごとの額） 機器管理料（1 0 0 時間未満） 1, 3 2 0, 0 0 0 円（年額） 機器管理料（2 0 0 時間未満） 6 6 0, 0 0 0 円（年額） 特別設置料 1 1 0, 0 0 0 円（1 回額）
随意契約によることとした理由	本賃借物は呼吸不全を有する患者に対して、一定濃度の吸入用一酸化窒素製剤（NO）を患者に供給する投与管理システムである。 本賃貸借物件を国内で取り扱いできるのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取り扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	保健衛生局 市立病院病院経営部 病院財務課
件 名	さいたま市立病院全自動検体検査総合システム再賃貸借
借 入 場 所	さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 3 1 日
契約の相手方名	(株)アルフレッサ浦和北支店
契 約 金 額	3 2 8 , 2 4 0 円 (月額)
随意契約によることとした理由	本賃借物は、蛋白・肝機能・脂質・腎機能・電解質や各疾患の指標となるマーカー、感染症の有無などを測定する全自動検体検査総合システム一式である。 令和 6 年 1 2 月 2 8 日の契約終了に伴い、令和 7 年 3 月 3 1 日までの再賃貸借契約を行った全自動検体検査総合システムの再再賃貸借契約であり、契約できるのは当初契約の相手方である業者のみであるため、上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 6 号

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	保健衛生局 市立病院病院経営部 病院財務課
件 名	さいたま市立病院在宅人工呼吸器賃貸借
借 入 場 所	さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 3 1 日
契約の相手方名	オリジン医科工業(株)
契 約 金 額	在宅人工呼吸器 7 0, 4 0 0 円（月額） 予備バッテリー P U P P Y－X 用 4, 4 0 0 円（月額） 予備バッテリー P U P P Y－2 用 2, 6 4 0 円（月額）
随意契約によることとした理由	本賃借物は、小児用として使われている従圧式陽圧人工呼吸器である。 本賃貸借物件を国内で取り扱えるのは上記業者のみであることから、競争入札に図ることは適さないため、国内唯一の取り扱い業者である上記業者と契約を締結したものである。 【根拠法令】地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号